

小田原市監査委員公表第4号

平成30年4月11日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 木 村 正 彦

行政監査の結果公表

地方自治法第199条第2項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成 29 年 度

行政監査報告書

テーマ 随意契約について

小 田 原 市 監 査 委 員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査の期間	1
3	監査のテーマ	1
4	監査の目的	1
5	監査の対象	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
第2	小田原市における契約事務	2
1	契約事務の概要	2
2	契約の種類	2
第3	全体調査・抽出調査の状況	5
1	契約件数等（全体調査）	5
2	契約締結の方法（全体調査）	6
3	随意契約の理由（全体調査）	8
4	随意契約（見積り合わせ）における見積書の徴取（全体調査）	9
5	委託料における随意契約（単独見積り）の理由（抽出調査）	10
6	随意契約の契約金額の基準（予定価格）（抽出調査）	11
7	随意契約における契約書の作成（全体調査）	11
8	同一の相手方との契約の継続（全体調査のうち、委託料）	12
9	履行確認、評価（抽出調査）	13
第4	監査の結果と意見	14
〔 参考資料 〕		
1	抽出調査した委託料に係る随意契約	17

(注)

- | |
|---|
| <p>1 比率（％）は、小数点第2位を四捨五入した。（一部、小数点第3位を四捨五入した。）</p> <p>2 各表に記載した構成比率（％）については、端数処理の関係上、内訳の計と合計が一致しない場合がある。また、その合計が100にならない場合がある。</p> |
|---|

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査

2 監査の期間

平成29年10月16日から平成30年3月26日まで

3 監査のテーマ

随意契約について

4 監査の目的

本市をはじめとする地方公共団体の契約は、地方自治法第234条の規定に基づき一般競争入札によることが原則となっている。他に指名競争入札、随意契約又はせり売りによるものはあるが、これらは政令で定める場合に限り行うことができるものである。

特に随意契約については、政令に定められた理由がある場合に契約することが可能となるもので、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する特例的な契約であり、一般競争入札や指名競争入札に比べて手続きが簡略で、任意に契約先を選ぶことができることから、相手方の技術や経験等の能力を熟知の上、容易に契約をすることができるものであるが、反面、契約の相手方の固定化や情実に左右されてしまい、公正で経済的な取引を失すところがあるとされている。

この度の行政監査では、地方自治法や小田原市契約規則などに基づき執行されている契約事務の状況に関して、特に随意契約の事務の執行状況について監査を行ったもので、その適正性、合規性等を検証し、今後の契約事務の執行に資することを目的として実施した。

5 監査の対象

全ての課等（公営企業会計を除く）が、平成29年4月1日から同年9月30日までに契約した予定価格10万円以上の需用費（消耗品費、維持修繕料）、委託料及び工事請負費の契約事務（主に随意契約）を対象とした。

6 監査の方法

全体調査として、全ての課等（公営企業会計を除く）から調査票の提出を求め、需用費（消耗品費、維持修繕料）、委託料及び工事請負費に係る契約の状況を把握するとともに、契約事例を抽出して調査、関係職員から説明を聴取した。

7 監査の着眼点

(1) 契約件数等（全体調査）

契約の件数と契約金額は、どのような状況なのか。

(2) 契約締結の方法（全体調査）

契約締結の方法は、どのような状況なのか。

- (3) 随意契約の理由（全体調査）
随意契約の理由は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号までのどれに該当しているのか。
- (4) 随意契約（見積り合わせ）における見積書の徴取（全体調査）
見積書の徴取数は、どのような状況なのか。
- (5) 委託料における随意契約（単独見積り）の理由（抽出調査）
単独見積りの理由は、どのような状況なのか。
- (6) 随意契約の契約金額の基準（予定価格）（抽出調査）
随意契約の契約金額の基準は、どのように決められているのか。
- (7) 随意契約における契約書の作成（全体調査）
契約書等の作成は、どのような状況か。
- (8) 同一の相手方との契約の継続（全体調査のうち、委託料）
同一の相手方とどのくらいの期間にわたり同じ業務の契約が締結されているか。
- (9) 履行確認、評価（抽出調査）
履行確認、評価を行っているのか。

第 2 小田原市における契約事務

1 契約事務の概要

本市における契約事務は、地方自治法等の法令のもと、「小田原市契約規則（昭和 39 年 6 月 1 日規則第 22 号）」、「小田原市契約規則取扱要項（昭和 39 年 8 月 1 日助役名）」、「工事請負、物件供給等の執行手続について（平成 14 年 4 月 1 日通達第 2 号青木助役名）」、「小田原市委託事務執行に関する要綱（平成元年 4 月 1 日）」のほか、「小田原市契約事務提要」、「契約事務執行上のポイント（工事請負契約、業務委託契約）」、「物件購入契約の手引き」などに従い執行されているところである。

2 契約の種類

地方公共団体の行う売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約（見積り合わせ、単独見積り）又はせり売りの方法により締結するものとされている。

(1) 一般競争入札

地方公共団体の行う契約は、「一般競争入札」によることが原則となっているもので、これは契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約をいう。

この契約方法は、入札の公告が必要となる等、指名競争入札や随意契約に比べて手続きが煩雑となるが、公正性と機会均等性があり、広く入札に参加できる機会を設け、契約手続きを公開することにより不正の防止に役立つものとされている。しかしながら、広く参加できる入札であるが故に、適切な者が落札者となり得るか、また、確実な履行が把握できないという恐れもあるとされている。

(2) 指名競争入札

「指名競争入札」は、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供する者との間

に締結する契約をいう。

指名競争入札を行うことのできる場合は、地方自治法施行令第 167 条第 1 項の第 1 号から第 3 号までに該当する次の場合とされている。

地方自治法施行令第 167 条第 1 項

第 1 号	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
第 2 号	その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
第 3 号	一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(3) 随意契約

「随意契約」は、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約をいう。

随意契約を行うことができる場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号までに該当する次の場合と定められている。

ア 第 1 号

予定価格が施行令別表第 5 の契約の種類及び金額の範囲内で、規則で定める額を超えないとき。小田原市では、次のとおり小田原市契約規則に定められている。

小田原市契約規則第 22 条

契約の種類	予定価格
工事又は製造の請負	1 3 0 万円
財産の買入れ	8 0 万円
物件の借入れ	4 0 万円
財産の売払い	3 0 万円
物件の貸付け	3 0 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	5 0 万円

イ 第 2 号

不動産の買入れ、物品の製造等、その性質又は目的が競争入札に適しないとき。

個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当であるとされている。(最高裁 S62. 3. 20) プロポーザル方式による契約は当該号によるものとなる。

ウ 第 3 号

障害者支援施設等において製作された物品等の調達及び役務の提供を受けることなどについて、市の規則で定める手続によって契約をするとき。

エ 第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品の買入れ等及び役務の提供を受けることについて、市の規則で定める手続によってするとき。

オ 第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

カ 第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

キ 第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

ク 第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

ケ 第9号

落札者が契約を締結しないとき。

(4) 随意契約における契約の締結方法（「見積り合わせ」と「単独見積り」）

小田原市契約規則第23条において、「随意契約によろうとするときは、2人以上から見積書を提出させなければならない」とされている。（「見積り合わせ」）

しかしながら、「特別の理由のある場合」又は「予定価格30万円以下の工事の請負及び予定価格10万円以下の製造の請負、物件供給その他の契約」に該当するものは、その者の見積書だけを徴取し（「単独見積り」）、見積書を必要としないものとして市長が定めるものにあつては、次のとおり、見積書の徴取を省略することができる」とされている。

見積書の徴取を省略できるもの（小田原市契約規則取扱要項別表）

商品券（図書券その他特定の商品の給付を目的とするものを含む）
追録
食糧費（行事等で日程及び数量が確定しており、かつ3万円以上のものは除く）
賄材料（動物飼料を含む）
タクシー借上料
診断書及び死体検案書
専売品（切手、はがき、印紙、証紙）
光熱水費（電気、ガス、水道料）、電話料、放送受信料
緊急を要する災害復旧用物品
単価契約をしているもの
国、地方公共団体及びこれに類する団体が法令等で料金を定めているもの

(5) せり売り

「せり売り」は、買受者に入札の方法によらず口頭（挙動）で価格の競争をさせ、最も有利な条件を提供する者との間に締結する契約方式をいう。

第3 全体調査・抽出調査の状況

全体調査として、平成29年4月1日から同年9月30日までに契約された全ての課等（公営企業会計を除く）における予定価格10万円以上の需用費（消耗品費、維持修繕料）、委託料及び工事請負費に係る契約件数や契約締結方法等の状況を把握するとともに、抽出調査として、契約事例を抽出して調査、関係職員から説明を聴取した。

この抽出調査は委託料を対象とした。委託料は契約の計画段階の始めから業務の完了まで、業務のほとんどを所管課が行っていることから職員には身近な事務の一つであり、支出科目別の状況でも多くを占めているためである。随意契約（単独見積り）の理由を調べるとともに、所属ごとに広く事例を抽出した。抽出件数は88件、うち単独見積りは76件、見積り合せは12件となった。

1 契約件数等（全体調査）

部局別の契約件数と契約金額の状況は次のとおりであった。

契約件数の合計は1,327件、契約金額の合計は8,918,384千円であった。部局別で見ると、件数では、教育部241件（18.2%）、建設部218件（16.4%）が多くを占めており、金額では、福祉健康部1,887,843千円（21.2%）、環境部1,779,779千円（20.0%）、が多くを占めていた。

部局別の契約件数等一覧

部局名	件数	構成比	契約金額（円）	構成比
企画部	39	2.9%	295,508,392	3.3%
総務部	75	5.7%	341,975,214	3.8%
公営事業部	72	5.4%	631,178,740	7.1%
市民部	58	4.4%	207,346,955	2.3%
防災部	12	0.9%	20,116,864	0.2%
文化部	120	9.0%	592,424,490	6.6%
環境部	120	9.0%	1,779,779,502	20.0%
福祉健康部	126	9.5%	1,887,843,577	21.2%
子ども青少年部	28	2.1%	167,398,022	1.9%
経済部	137	10.3%	1,074,531,673	12.0%
都市部	9	0.7%	76,993,286	0.9%
建設部	218	16.4%	670,557,555	7.5%
消防	63	4.7%	117,845,495	1.3%
教育部	241	18.2%	1,044,875,604	11.7%
部に属さない室・局	9	0.7%	10,009,207	0.1%
合計	1,327	100.0%	8,918,384,576	100.0%

2 契約締結の方法（全体調査）

（1）契約締結の方法別の状況

契約締結の状況を方法別で記すと次のとおりであった。

合計 1,327 件のうち、入札によるものは 266 件（20.05%）、随意契約は 1,061 件（79.95%）であった。

入札のうち、一般競争入札は 1 件（0.08%）、指名競争入札は 265 件（19.97%）であった。

随意契約のうち、見積り合わせは 315 件（23.74%）、単独見積りは 746 件（56.22%）であった。

地方自治法施行令で定められた要件を満たした場合に可能となる指名競争入札（19.97%）と随意契約（79.95%）が大部分（99.92%）を占めており、一般競争入札は極めて少数（0.08%）であった。

契約締結方法の状況（全体）

区 分		件 数	構成比	契約金額（円）	構成比
入 札	一般競争入札	1	0.08%	419,040,000	4.70%
	指名競争入札	265	19.97%	3,012,667,900	33.78%
	計	266	20.05%	3,431,707,900	38.48%
随 意 契 約	見積り合わせ	315	23.74%	174,367,724	1.96%
	単独見積り	746	56.22%	5,312,308,952	59.57%
	計	1,061	79.95%	5,486,676,676	61.52%
合 計		1,327	100.00%	8,918,384,576	100.00%

(2) 支出科目別の状況

契約の状況を支出科目別で記すと次のとおりであった。

合計 1,327 件のうち、需用費（消耗品費）による契約は 127 件（9.57%）、需用費（維持修繕料）による契約は 279 件（21.02%）、委託料による契約は 792 件（59.68%）、工事請負費による契約は 129 件（9.72%）であった。

契約の過半数を占める委託料 792 件のうち、一般競争入札は無く、指名競争入札は 173 件（13.04%）、随意契約（見積り合わせ）は 166 件（12.51%）、随意契約（単独見積り）は 453 件（34.14%）であった。

支出科目別内訳

節(細節)	一般競争入札		指名競争入札		随意契約□見積り合わせ)		随意契約□単独見積り)		合 計	
	件数	契約金額 (円)	件数	契約金額 (円)	件数	契約金額 (円)	件数	契約金額 (円)	件数	契約金額 (円)
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
11 需用費 (消耗品費)	0	0	30	122,224,099	53	10,274,004	44	87,759,357	127	220,257,460
	0.00%	0.00%	2.26%	1.37%	3.99%	0.12%	3.32%	0.98%	9.57%	2.47%
11 需用費 (維持修繕料)	0	0	0	0	63	33,512,792	216	50,712,117	279	84,224,909
	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.75%	0.38%	16.28%	0.57%	21.02%	0.94%
13 委託料	0	0	173	1,525,986,921	166	103,536,144	453	5,002,558,817	792	6,632,081,882
	0.00%	0.00%	13.04%	17.11%	12.51%	1.16%	34.14%	56.09%	59.68%	74.36%
15 工事請負費	1	419,040,000	62	1,364,456,880	33	27,044,784	33	171,278,661	129	1,981,820,325
	0.08%	4.70%	4.67%	15.30%	2.49%	0.30%	2.49%	1.92%	9.72%	22.22%
合 計	1	419,040,000	265	3,012,667,900	315	174,367,724	746	5,312,308,952	1,327	8,918,384,576
	0.08%	4.70%	19.97%	33.78%	23.74%	1.96%	56.22%	59.57%	100.00%	100.00%

3 随意契約の理由（全体調査）

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号の各号の理由に当てはまる場合に限られており、その状況は、次のとおりであった。

随意契約の理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号）

随意契約の理由	見積り合わせ		単独見積り		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
第1号 (規則に定める金額を超えない場合)	293	27.6%	220	20.7%	513	48.3%
第2号 (入札不適)	21	2.0%	456	43.0%	477	45.0%
第3号 (社会福祉関連)	0	0.0%	27	2.5%	27	2.5%
第4号 (新商品開発関連)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第5号 (緊急)	0	0.0%	29	2.7%	29	2.7%
第6号 (入札不利)	0	0.0%	8	0.8%	8	0.8%
第7号 (随契有利)	0	0.0%	3	0.3%	3	0.3%
第8号 (不落)	0	0.0%	3	0.3%	3	0.3%
第9号 (落札者が契約しない)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
合 計	315	29.7%	746	70.3%	1,061	100.0%

(1) 第1号を理由とする随意契約

予定価格が施行令別表第5の契約の種類及び金額の範囲内で、市の規則で定める金額を超えない場合で、513件（48.3%）が該当した。

(2) 第2号を理由とする随意契約

不動産の買入れ、物品の製造等、その性質又は目的が競争入札に適しない場合のときに、個々具体的な契約ごと、契約担当者が、種類、内容、性質、目的等の事情を考慮し裁量判断する場合で、477件（45.0%）が該当した。

(3) 第3号を理由とする随意契約

障害者支援施設等において製作された物品等の調達及び役務の提供を受けることなどについて、市の規則で定める手続によって契約をする場合で、27件（2.5%）が該当した。

(4) 第4号を理由とする随意契約

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品の買入れ等及び役務の提供を受けることについて、市の規則で定める手続によって契約する場合で、該当はなかった。

- (5) 第5号を理由とする随意契約
災害復旧によるもの等、緊急の必要により競争入札に付することができない場合で、29件(2.7%)が該当した。
- (6) 第6号を理由とする随意契約
競争入札に付することが不利と認められる場合で、8件(0.8%)が該当した。
- (7) 第7号を理由とする随意契約
時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合で、3件(0.3%)が該当した。
- (8) 第8号を理由とする随意契約
競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合で、3件(0.3%)が該当した。
- (9) 第9号を理由とする随意契約
落札者が契約を締結しない場合で、1件(0.1%)が該当した。

随意契約の合計件数1,061件のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号によるものは513件(48.4%)、第2号によるものは477件(45.0%)であり、合計990件(93.3%)を占めていた。

今回の監査における全ての随意契約には同施行令の定める理由があり、一応の適正性・合規性は認められた。しかしながら、抽出調査において、第5号の緊急性を理由に随意契約をしていたが、緊急性のある業務に当てはまるのか疑問のあるような例が見受けられた。随意契約の理由については、より妥当性のある理由が必要であると考えられた。

4 随意契約（見積り合わせ）における見積書の徴取（全体調査）

小田原市契約規則第23条（見積書）において、「随意契約にしようとするときは、2人以上から見積書を提出させなければならない」とされている。

今回、随意契約（見積り合わせ）を行った際の見積書の徴取数を調査したところ、次のとおりであった。

3人又は4人以上からの見積書の徴取は少なく、2人からの見積書の徴取が273件(86.7%)と多くを占めていた。

支出科目別見積書徴取数

節(細節)	2人	3人	4人以上	合計
11 需用費(消耗品費)	51	1	1	53
11 需用費(維持修繕料)	62	1	0	63
13 委託料	127	26	13	166
15 工事請負費	33	0	0	33
合計	273	28	14	315
構成比	86.7%	8.9%	4.4%	100.0%

5 委託料における随意契約（単独見積り）の理由（抽出調査）

随意契約の単独見積りによるものは、随意契約となる理由があり、且つ、小田原市契約規則第23条第2項第1号において、「特別の理由のある場合又は予定価格30万円以下の工事の請負及び予定価格10万円以下の製造の請負、物件供給その他の契約」に該当する場合は、その者の見積書だけを徴取して契約することができるものであり、この特別な理由のある場合とは、小田原市契約事務提要において、「特許又は特殊な技術を要するなどにより、契約の相手方が1人に限られるような場合である」とされている。

今回、随意契約（単独見積り）による「特別の理由のある場合」の状況を調査したところ、次のとおりであった。

抽出による調査件数（委託料のうち随意契約）

区 分	件 数
見積り合わせ	12
単独見積り	76
合 計	88

抽出調査における随意契約（単独見積り）の理由（小田原市契約規則第23条）

区 分	件 数
特別の理由のある場合	76
予定価格30万円以下の工事の請負及び予定価格10万円以下の製造の請負、物件供給その他の契約	0
合 計	76

単独見積りの「特別の理由」

区 分	件 数	構成比
「指名業者のみ」等の唯一性を理由	34	44.7%
「経験豊富」、「業務に精通」等の実績を理由	18	23.7%
「緊急性」を理由	6	7.9%
「公募型プロポーザルによる最優秀提案者」を理由	5	6.6%
「コスト」面での有利性を理由	5	6.6%
その他	8	10.5%
合 計	76	100.0%

抽出調査によって確認した単独見積りの主な理由を分類すると、理由として、「指名業者のみ」が実施できる等の唯一性を理由としているものが34件(44.7%)、「経験豊富」、「業務に精通」等の実績を理由としているものが18件(23.7%)であり、計52件(68.4%)を占めていた。

小田原市契約事務提要に示された「契約の相手方が1人に限られるような場合」に

該当する理由も見受けられたが、経験豊富を理由とするもの等、果たして単独見積りの理由として適当なものか疑問のあるもの、また、単独見積りを行うことが前提としてあり、それに合うように形式的に理由を作っているように考えられてしまうものも見受けられた。

6 随意契約の契約金額の基準（予定価格）（抽出調査）

予定価格は、小田原市契約規則第7条（入札予定価格）において、「契約担当者は、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項についての内容、仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封かんし、開札の場所に置かなければならない。」とされている。

随意契約については、同規則第22条の3（随意契約の契約金額の基準）により、「随意契約によろうとするときは、あらかじめ契約金額の基準となるべき額を定めなければならない。この場合においては、第7条の規定を準用する。」とされている。

今回、随意契約に係る主に委託料について、契約金額の基準を決めるにあたり何を参考としているのか調査したところ、次のとおりであった。

1人からの事前見積りによるものが43件（48.9%）、過去の実績によるものが20件（22.7%）と多くを占めており、その他11件（12.5%）には、設計に加えて事前見積りによるものがあった。

随意契約の契約金額の基準（予定価格）の決め方

区 分	件 数	構成比
設計	4	4.5%
国等の基準	4	4.5%
過去の実績	20	22.7%
類似の契約	2	2.3%
1人の事前見積り	43	48.9%
複数者の事前見積り	4	4.5%
その他	11	12.5%
合 計	88	100.0%

7 随意契約における契約書の作成（全体調査）

契約書の作成については、地方公共団体の規則で契約書の作成に係る取扱いが定められている。

本市においても、小田原市契約規則第25条において契約書の作成に係る規定が定められており、同規則第26条では契約書の省略に係る規定が定められている。

今回、契約書の作成状況を確認したところ、次のとおりであった。

合計1,061件の随意契約のうち、446件（42.0%）は契約書を作成しており、46件（4.3%）は請書の徴取であった。契約書の作成等を行っていない569件は、同規則第26条の契約書の省略の規定に基づくものであり、契約書は適切に作成されているものと考えられた。

契約書作成状況（随意契約）

節（細節）	契約書の作成	請書の徴取	なし	合計
11 需用費（消耗品費）	12	2	83	97
11 需用費（維持修繕料）	0	0	279	279
13 委託料	424	44	151	619
15 工事請負費	10	0	56	66
合計	446	46	569	1,061
構成比	42.0%	4.3%	53.6%	100.0%

8 同一の相手方との契約の継続（全体調査のうち、委託料）

今回の監査対象である需用費（消耗品費、維持修繕料）、委託料及び工事請負費のうち、委託料については、その業務内容が継続性をもちやすいものと考えられたことから、同一の相手方との契約の継続の状況を調査したところ、次のとおりであった。

随意契約 619 件のうち、特に単独見積りによる 5 年以上同じ相手方との契約は 297 件（48.0%）と多くを占めていた。これらの契約の主な業務内容は施設管理や保守点検によるものであった。

複数年度、同一の相手方との契約を継続することについては、やむを得ない理由があると思われるが、契約において、安易に同一の相手方と契約を締結することなく、複数の者による入札ができないか、常に検証する姿勢が必要ではないかと思われた。

委託料における契約相手の傾向

契約の相手方	新規	2年同じ	3から4年同じ	5年以上同じ	合計
	件数	件数	件数	件数	件数
契約締結の方法	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
随意契約（見積り合わせ）	94	9	18	45	166
	15.2%	1.5%	2.9%	7.3%	26.8%
随意契約（単独見積り）	82	40	34	297	453
	13.2%	6.5%	5.5%	48.0%	73.2%
合計	176	49	52	342	619
	28.4%	7.9%	8.4%	55.3%	100.0%

9 履行確認、評価（抽出調査）

(1) 履行確認

契約の履行については、完了届や納品書に併せて、次のとおりの方法でも確認していた。

履行確認の方法（随意契約）

節と細節	契約数	現物 現場確認	報告書	写真	その他
11 需用費（消耗品費）	97	97	0	0	
11 需用費（維持修繕料）	279	188	12	91	
13 委託料	619	242	183	55	日報、成果品
15 工事請負費	66	54	4	31	
合 計	1,061	581	199	177	

※履行確認は重複している場合がある。

抽出調査における状況は、次のとおりであった。

抽出件数 88 件のうち、報告書によるものが 43 件、写真によるものが 13 件、成果品や業務を実施したことを証する書類の提示を受ける等、その他によるものが 21 件であった。

また、現場がある場合（68 件）は、現場確認することが 54 件あった。

抽出調査における履行確認

区 分	件 数
報告書	43
写真	13
その他	21

※履行確認は重複している場合がある。

現場確認の有無

区 分	件 数	構成比
現場確認する	54	79.4%
現場確認しない	14	20.6%
合 計	68	100.0%

(2) 履行後の評価・分析について

業務の履行確認後の評価や分析の状況は、次のとおりであった。

評価等をしているものが28件あったが、何もしていないものが44件、必要が生じたときに行うとしたものが16件あった。また、この評価を何に用いるかについては、次回の業務を行う際の改善策として用いるとしたものが26件あった。

同一の相手方との継続的な契約については、長い間にわたり誠実で確実な履行がなされているからこそ成り立っていると考えられるが、履行後の評価等は、次回の更新時等における公正な契約のための適切な判断材料の一つとなると考えるところである。

抽出調査（委託料）における評価、分析の状況

区 分	件数
評価、分析している	28
何もしない	44
必要が生じたときに見直す	16
合 計	88

評価分析を何に用いるのか

区 分	件数
次回（同様）業務を行う場合の改善策として	26
予算要求時の参考として	9
その他	7

※重複しており、上の表と合計は一致しない。

第4 監査の結果と意見

この度の監査では、本市の契約事務のうち、とりわけ随意契約に注目したところであり、契約事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

以下、意見を申し述べる。

本報告書の文頭に記したとおり、地方公共団体の契約については、一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札、随意契約及びせり売りについては、政令で定める場合に限り行うことができる特例的な契約である。

中でも随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に規定されている理由がある場合に可能なもので、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結するものであることから、一般競争入札又は指名競争入札に比べて手続きが簡略であり、相手方の能力を熟知のうえ選定することができる。この運用がよければその長所を發揮し、所期の目的を達成することができるが、相手方の固定化、恣意性があることから、公正な取引を失すこともあり得るとも考えられている。

今回の監査において、本市の状況を確認したところ、監査対象の契約件数1,327件中、随意契約は1,061件（79.95%）であり、うち単独見積りは746件（56.22%）の過半数を占めていた。

今回の監査では施行令に定められた理由のない契約は無かったものの、果たして妥

当な理由なのか疑問を生じるものがあった。そして、単独見積りこそは特例中の特例として、誰もが納得のいく十分な理由を明確にした上で執行されるべきと考えられた。また、理由があるにせよ長年にわたって随意契約（単独見積り）で同じ相手と契約している事例が相当数あるので、公平性の観点から、適宜、業務の履行後に評価・分析をし、オープンな発注を心掛けるべきと感じられた。

おわりに、平成 29 年 6 月、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が公布されたところである。この改正により、長と監査委員の役割がより明確化されたところであり、監査委員には、国の指針に基づく監査基準の整備や勧告制度の創設等が定められ、平成 32 年 4 月等からの施行となっている。

一方、市長には、内部統制についての方針と体制の整備に努めることが求められた。本市においては、これらの整備は義務とはされていないものの、適正な事務の執行のための整備を強く望むものである。

〔参考資料〕

1 抽出調査した委託料に係る任意契約

No.	件名	所管課
1	平成29年度コミュニティFM行政情報番組制作・放送業務	広報広聴課
2	小田原PR動画コンテンツ運営等業務	広報広聴課
3	小田原市公共施設再編基本計画策定業務委託	公共施設マネジメント課
4	監視メール転送システム構築業務	情報システム課
5	小田原市庁舎駐車場整理等業務	管財課
6	小田原市庁舎便所芳香剤交換業務	管財課
7	小田原市市税等納付促進センター運営業務	市税総務課
8	ドリンクコーナー運営業務	事業課
9	電源装置バッテリー等交換業務	事業課
10	競輪情報番組制作・放送業務	事業課
11	小田原市役所片浦支所ほか警備業務	戸籍住民課
12	小田原市役所大塚支所ほか警備業務	戸籍住民課
13	小田原市役所上府中支所ほか警備業務	戸籍住民課
14	戸籍住民窓口業務	戸籍住民課
15	本庁舎日直業務	戸籍住民課
16	除票データ閲覧検索システム構築業務	戸籍住民課
17	情報連携本番用符号の取得に係るシステム改修業務	戸籍住民課
18	九都県市合同防災訓練職員等輸送委託業務	防災対策課
19	優れた社会資本整備に資する公共建築事業者選定方式開発に関する委託研究	文化政策課
20	小田原市市民ホール整備推進委員会運営補助業務	文化政策課
21	小田原市民会館管理運営業務	文化政策課
22	清閑亭を核とする歴史的風致維持向上事業業務	文化政策課
23	中華人民共和国安陽市等視察・訪問等旅行取扱業務	文化政策課
24	韓国済州市訪問・視察等旅行取扱業務	文化政策課
25	小田原市生涯学習センター-国府津学習館機械警備業務	生涯学習課
26	小田原市生涯学習センター本館昇降機設備保守管理業務	生涯学習課
27	宿場町おだわら顕彰事業顕彰碑設置業務	文化財課
28	かもめ図書館カウンター業務	図書館
29	小田原市立かもめ図書館警備業務	図書館
30	かもめ図書館駐車場看板設置作業委託料	図書館
31	小田原市保健センターほか3か所昇降機設備保守管理業務（小田原市立かもめ図書館昇降機設備保守点検業務）	図書館
32	平成29年度御幸の浜ブルー監視及び入場券発売等業務	スポーツ課
33	市営御幸の浜ブルー プール清掃業務	スポーツ課
34	一般廃棄物（焼却灰その1）処分業務	環境政策課
35	一般廃棄物（焼却灰その2）処分業務	環境政策課
36	一般廃棄物（焼却灰その3）運搬及び処分業務	環境政策課
37	一般廃棄物（焼却灰その4）運搬及び処分業務	環境政策課
38	一般廃棄物（焼却灰その5）処分業務	環境政策課
39	行旅死亡人死体取扱業務	生活支援課
40	行旅死亡人死体取扱業務	生活支援課
41	平成29年度敬老行事事務委託	高齢介護課
42	認知症予防事業運営業務（川西地区）	高齢介護課
43	小田原地域包括支援センターはくおう運営業務	高齢介護課
44	小田原地域包括支援センターとよかわ・かみふなか運営業務	高齢介護課
45	介護保険事務処理システム運用支援業務	高齢介護課
46	介護保険事務処理システム改修業務（高額介護（介護予防）サービス等費の自己負担額の見直し対応）	高齢介護課
47	要介護認定等申請に係る訪問調査業務（居宅）	高齢介護課
48	要介護認定等申請に係る訪問調査業務（施設）	高齢介護課
49	国保情報集約システムとのデータ連携等対応業務	保険課
50	個別予防接種業務（その1）	健康づくり課
51	個別予防接種業務（その2）	健康づくり課
52	高齢者インフルエンザ予防接種業務（その1）	健康づくり課
53	高齢者インフルエンザ予防接種業務（その2）	健康づくり課
54	高齢者インフルエンザ予防接種業務（その3）	健康づくり課
55	8～9か月児健康診査業務（その1）（単価契約）	健康づくり課
56	8～9か月児健康診査業務（その2）（単価契約）	健康づくり課
57	小田原市立保育園警備業務（その1）	保育課
58	小田原市立保育園警備業務（その2）	保育課
59	小田原市立保育園警備業務（その3）	保育課
60	小田原市立上府中保育園運営委託業務	保育課
61	小田原地下街管理運営業務委託	中心市街地振興課
62	観光回遊バス運行業務	観光課
63	市営江之浦海水浴場運営業務	観光課
64	小田原城址公園内等観光案内業務	小田原城総合管理事務所
65	小田原城銅門清掃管理業務	小田原城総合管理事務所
66	平成29年度久野宇南船原二地内測量業務委託	農政課
67	平成29年度要定川土のう設置業務委託	農政課
68	平成29年度鳥見行水門点検業務委託	農政課
69	居住誘導区域等に係る立地適正化計画策定（調査検討）業務	都市政策課
70	小田原駅東口ペDESTリアンデッキほか7か所昇降機設備保守管理業務	道水路整備課
71	小田原駅東口ペDESTリアンデッキ内雨漏り箇所清掃及び調査業務委託	道水路整備課
72	平成29年度道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定	道水路整備課
73	土のう作成業務委託	道水路整備課
74	平成29年度道路排水施設浚渫物処分業務・河川等の浚渫物処分業務委託	道水路整備課
75	平成29年度側溝清掃に伴う溝蓋開閉業務委託	道水路整備課
76	荻窪川倒木処理業務委託	道水路整備課
77	平成29年度道路・河川法面等草刈業務委託	道水路整備課
78	平成29年度河川内等川藻除去業務委託	道水路整備課
79	小田原市消防庁舎再整備基本計画策定支援業務委託	消防総務課
80	検診用器具等滅菌業務委託	学校安全課
81	防そ及び害虫防除業務	学校安全課
82	小田原市学校給食センターほか3給食共同調理場ガスバーナー保守点検業務	学校安全課
83	小田原市立城山中学校倒木伐採業務	学校安全課
84	小田原市立白鷗中学校樹木剪定業務委託	学校安全課
85	平成29年度小田原市教育委員会「未来へつながる学校づくり」推進事業業務委託（桜井小学校分）	教育指導課
86	平成29年度小田原市教育委員会「未来へつながる学校づくり」推進事業業務委託（大塚小学校分）	教育指導課
87	平成29年度小田原市教育委員会「未来へつながる学校づくり」推進事業業務委託（城北中学校分）	教育指導課
88	投票所入場整理券用はがき作成業務	選挙管理委員会事務局